

函館市マイナンバーカード臨時交付センター設置・運營業務に係る
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市マイナンバーカード臨時交付センター設置・運營業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法，評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 最適提案者および次点者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- (1) 北海道行政書士会函館支部
- (2) 社会福祉法人函館市社会福祉協議会
- (3) 函館商工会議所
- (4) 函館市町会連合会
- (5) 函館工業高等専門学校

2 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(委員報酬)

第5条 会議に出席した委員のうち，国または地方公共団体から給料またはこれに準ずる手当を受けている委員を除く外部委員については，

日額 5,000 円の報酬を支給する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第 7 条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、市民部戸籍住民課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 28 日から施行する。